

下請契約等における暴力団排除に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなすものとする。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (4) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人にあつては、その役員（条例第2条第3号アに規定する役員をいう。）及びその支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者
- (5) 下請契約等 下請契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約をいう。
- (6) 不当介入 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）からの工事の妨害その他の不当な手段による要求をいう。

(契約からの暴力団等の排除)

第3条 受注者は、暴力団等と下請契約等を締結してはならない。

- 2 受注者は、下請契約等を締結する場合においては、この特約に準じた規定を当該下請契約等に定めなければならない。
- 3 受注者は、下請契約等（下請契約等が数次にわたるときは、その全ての下請契約等を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等であることが判明したときは、発注者に報告するとともに、当該下請契約等の受注者を本契約から排除しなければならない。
- 4 受注者は、暴力団等に請負代金債権を譲渡してはならない。
- 5 受注者は、本契約の履行に伴い不当介入を受けたときは、元請契約の発注者に報告するとともに、兵庫県高砂警察署長（以下「警察署長」という。）へ届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。下請契約等を締結している場合にあつては当該下請契約の受注者が、不当介入を受けた場合も同様とする。

(役員等に関する情報提供)

第4条 発注者は、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するかどうかを確認するため、受注者に対して役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者から提供された情報を元請契約の発注者を通じて、警察署長に提供することができる。

(受注者が暴力団等であった場合の発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告も要せずに直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団等であることが判明したとき。
 - (2) 暴力団等であると知りながら、その者を下請契約等の相手方としていたとき。
 - (3) 暴力団等に請負代金債権を譲渡していたとき。
 - (4) 暴力団等を下請契約等の相手方としていた場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じても、受注者は、発注者に対してその損害を請求することはできない。

(誓約書の提出等)

第6条 受注者は、本契約の契約金額（単価契約の場合は、契約単価に契約期間における予定数量を乗じて算出した額に取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。以下同じ。）が200万円を超える場合には、発注者に対し、本契約の締結時までに、次に掲げる事項を記載した誓約書（高砂市指定様式。以下「誓約書」という。）を提出するものとする。

なお、受注者が、発注者と複数の契約を締結する場合において、その契約金額の合計金額が200万円を超えるときも同様とする。

- (1) 受注者は、暴力団等に該当しないこと。
 - (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者とししないこと。
 - (3) 下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の受注者を本契約から排除すること。
 - (4) 受注者は、暴力団等に請負代金債権を譲渡しないこと。
 - (5) 受注者がこの特約の条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
 - (6) 受注者は、下請契約等を締結した場合には、下請契約等の受注者から、元請工事契約の発注者に対する誓約書を下請契約等の締結後直ちに元請負人に提出させること。
 - (7) 受注者は、下請契約等の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者が応じないときは、その旨を元請負人に報告すること。
 - (8) 元請負人が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するのかわを確認するために、その役員等についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は、その情報を元請工事契約の発注者を通じて警察署長に提供することについて、その役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を元請負人に提出すること。
 - (9) 受注者は、本契約の履行に伴い不当介入を受けたときには、元請負人に報告するとともに、元請工事契約の発注者への報告並びに警察署長への届出及び捜査上必要な協力を行うこと。
 - (10) 受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには受注者に報告するとともに、元請工事契約の発注者への報告並びに警察署長への届出及び捜査上必要な協力を行うよう指導すること。
 - (11) 受注者は、下請契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき又は下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、元請負人に報告するとともに、元請工事契約の発注者への報告並びに警察署長への届出及び捜査上必要な協力を当該下請契約等の受注者とともに行うこと。
- 2 受注者は、下請契約等を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超える場合には、当該下請契約等の受注者から元請契約の発注者に対する誓約書を直ちに元請負人に提出させなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により誓約書を提出する必要がある場合であっても、発注者又は元請契約の発注者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。